消費者被害における加害業者の利益 吐き出し制度

弁護士 野々山 宏

第1 利益吐き出し制度の必要性

架空請求や振り込め詐欺の多発、高齢者をねらった 訪問販売による浄水器・活水器の過量販売、牛肉や野 菜の産地偽装販売、自動車のリコール隠しなど消費者 被害が急増している。このような消費者被害の救済や 拡大防止は、現在の制度では、弁護団等による損害賠 償請求と、行政による特定商取引法、独占禁止法、各 種業法に基づく事後的規制措置が存在する。

しかしながら、これらの現行制度が被害拡大防止に 十分に機能しているとは言い難い。これらの現行制度 だけでは消費者被害を引き起こす加害業者が加害行為 をやめようと考える動機付けを十分に与えているとは 言い難い。その最大の原因は、現在の個別消費者に任 せた事後的救済制度や隙間の多い事後的行政規制だけ では、加害業者の不当な取引による利益が加害業者の 手元に残ることにある。消費者の視点で加害行為を差 し止める消費者団体訴訟制度が実現されようとしてい るが、訴権の対象が消費者契約法違反の勧誘行為や契 約条項の使用差し止めに限られる可能性が高く、利得 の吐き出しには直接つながらない。

事業者に対する金銭的請求は、刑法や各業法に規定されている刑事罰としての罰金や独占禁止法の課徴金制度並びに個々の消費者による損害賠償請求がある。刑罰としての罰金は利得の吐き出しがその目的ではなく抑制的である。課徴金制度は利得の吐き出しがその目的の一つとなっているが適用範囲がカルテル行為に限定されている。

また、個別消費者による損害賠償請求も、個々の消費者は、①被害が少額であること ②立証責任が消費者にあることが多く、裁判の見通しが立たないこと③交渉費用、訴訟費用の負担があること、などから損害賠償を請求する被害者は多くなく、泣き寝入りが多い。また、たとえ請求しても、裁判所によって過失相殺を認定されるなどして全額は返ってこないことも多い。個別消費者による損害賠償によって利得の吐き出しが実現するのは一部分にすぎない。

マルチ商法、現物まがい商法、内職商法、キャッチ セールスなどを見ても、刑事摘発を受けても、行政規 制を受けても、損害賠償請求をされても、次々と同一 あるいは異なる業者が同じ手口で多くの悪徳商法や不 当取引を行っている。これは悪徳商法が割に合う商売 となっているからである。消費者被害をもたらす悪質 取引を防止する有効な対策としては、これを割に合わ ない商売にする必要がある。そのためには、加害業者 が利得をはき出し、経済的に割が合わなくなる制度を 導入することが必要である。

最近の五菱会によるヤミ金融事件においても、捜査 機関によって同会が得た莫大な利得が預金されている ことを把握されているにもかかわらず、刑事事件の判 決では本来の被害者に返還されるべきとの理由で没収 の対象とならなかった。被害者の損害賠償額も弁護団 が集めたものはその全額に満たないものとなってお り、結局大部分の利得が五菱会幹部の手元に残ってし まう。

このような状況を見ると、悪質取引による利益をは き出させる制度を導入の検討を早急に行う必要があ る。

第2 諸外国の利益吐き出し制度

このような利益吐き出し制度の必要性は諸外国でも認識され、様々な制度が存在する。

1 アメリカ

- (1) 私人の訴訟による吐き出しのための制度
 - ①クラスアクション・・共通の利害関係を有する 一定範囲の人々を代表して1名ないし数名が起 こす訴訟。得た損害賠償金等は同じクラスのも のに分配。
 - ②多様な損害賠償のメニュー
 - ・名目的損害賠償・・金銭的損害が困難な場合に 裁判所が名目的に損害賠償額を定めるもの。賠 償金額は少額な場合が多い。
 - ・重畳的損害賠償・・立証できなかった損害を考慮して、立証できた損害の2倍、3倍の賠償額を認めるもの。懲罰的意味はない。
 - ・懲罰的損害賠償・・反社会的なことを行った場合の将来の抑止を目的とする損害賠償。高額となる場合が多い。
- (2) 行政による利益の吐き出し制度
 - ①連邦取引委員会 (FTC) による父権訴訟
 - ・民事制裁金制度・・FTC長官が訴訟を提訴して裁判所が制裁金額を決める。被害者には配分されない。
 - ・損害賠償・原状回復制度・・被害者の代わって FTC長官が提訴。被害者に分配される。
 - ・不当利益吐き出し制度・・同様の行為の抑止効果をねらう。
 - ②証券取引委員会 (SEC) による父権訴訟
 - ・不当利益の吐き出し制度・・民事裁判による方法と行政手続きによる方法があり、被害者に配分することもできる。
 - ・民事制裁金制度・・裁判所に提訴して請求する 非刑事的制裁金。被害者に分配されない。

③州政府の司法長官による父権訴訟

2 E U諸国

利益吐き出し制度はアメリカが先行していたが、 EU諸国は損害賠償に関する消費者団体訴訟制度が 最近になって各国で制定ないし検討され、利益吐き 出しをはかろうとしている。

(1) ドイツ

- ①法律相談法による損害賠償請求
 - 一定の消費者団体が消費者の損害賠償請求権 の譲渡を受けて事業者に請求するもの。
- ②不正競争防止法による利益剥奪請求 新しい制度。消費者団体が違反行為による利 益を国庫に返還することを請求するもの。

(2) フランス

- ①刑事事件となった場合に消費者団体は、消費者 の集団的利益の賠償を求めて提訴し損害賠償を 請求できる。損害金は消費者団体が取得。
- ②消費者個人の損害賠償訴訟に消費者団体が参加 し、消費者の集団的利益の賠償を求めることが できる。
- ③共同代理訴訟 消費者団体が複数の被害者の委任を受けて提 訴するもの。

(3) イギリス

消費者代理請求

消費者団体が被害消費者を代理して提訴できる制度。

第3 我が国での検討

我が国では、かつてクラスアクションが検討されたことがあったが、最近はほとんど検討されていない。ようやく、消費者団体訴訟制度の導入の議論と合わせて利益吐出しの制度の議論と検討が始められたところである。

- 1 日弁連 2004年3月19日 「実効性ある消費者団体訴訟制度の早期実現を求める意見書」
 - 消費者団体による損害賠償制度として、基金を設立してここに事業者が損害賠償金を支払う制度の提案がされた。
- 2 国民生活センター 2004年3月 「消費者 取引分野の違法行為による利益の吐き出し法制に関 する研究」
 - ①利益吐出しのための消費者団体訴訟制度の導入 ②消費者基金制度の創設 ③安易な過失相殺の禁止 と消費者基金への賠償金支払い ③課徴金制度の拡 充 ④排除命令の活用 を提案。その他に制裁措置 も提案。
- 3 消費者支援基金の設立・・・麗澤大学の高巌教授 の提唱で始まった制度。企業の社会的責任投資(S

- RI)の一つとして、また不適正に利益を上げた企業の利益の拠出先として、消費者団体訴訟の資金支援を目的として基金。すでに日本ハム、麗澤大学が合計2500万円の資金を提供している。運営は学者、弁護士で構成する運営委員会が行っている。
- 4 不当な利益の吐き出し制度の検討は始まったばかりであるが、消費者団体訴訟制度の実現と平行して検討されるべき重要な課題の一つである。消費者団体訴訟制度をより拡張して、消費者支援基金を活用する方向性が実現の可能性のある制度と考えられる。

第4 参考文献

- ①日弁連 2004年3月19日 「実効性ある消費 者団体訴訟制度の早期実現を求める意見書」 日弁連ホームページ
- ②国民生活センター 2004年3月 「消費者取引分野の違法行為による利益の吐き出し法制に関する研究」
- ③鹿野菜穂子「消費者団体訴訟の立法的課題 団体 訴権の内容を中心に | NBL790号
- ④内閣府国民生活局 平成16年9月 「諸外国に おける消費者団体訴訟制度に関する調査」